

## 第28回長野県公文書審議会 議事録

開催日時 令和8年2月6日（金） 午後1時から午後5時まで

開催場所 長野合同庁舎503号室（長野市大字南長野南県町686-1）

出席者 【委員】神戸会長、赤川委員、伊佐治委員、瀬畑委員、依田委員  
【事務局】（情報公開・法務課）伊豫田課長ほか5名

### 1 開会

### 2 会議事項

#### (1) 令和7年度廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取

（神戸会長）

会議事項に入らせていただきます。

本日の審議の順番についてですが、まず、前回審議会で結論が出ていない案件の審議を行った後、今回用意していただいた案件の現物確認及び審議を行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なし】

（神戸会長）

会議事項2（1）令和7年度廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄についての意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

（資料1説明）

- ◇ 保存期間が満了した今年度の文書は約10万件で、そのうち約92,600件が廃棄予定。各所属の判断で移管となった文書は662件
- ◇ 前回までの保留案件を審議した後、今回対象の121件について現物確認を行い、廃棄の可否を判断する流れとなっている。
- ◇ 第26回（前々回）に保留となっていた地域振興局分の案件は以下の3点で、各局に同種文書の有無を確認した。
  - ・地域議員との懇談会関係  
該当は1件。懇談会を実施していない振興局もあった。
  - ・所長会議（地域振興会議）関係  
該当は6件。他の振興局でも実施しているが今年度の廃棄はなし。
  - ・管内概況書関係

該当は6件。他の振興局でも作成しているが今年度の廃棄はなし。

- ◇ 第27回（前回）に保留となっていた案件についての確認結果は以下のとおり。
  - ・観光関連の3統計資料  
県立歴史館への資料提供の有無を確認したが、いずれも提供されていなかった。
  - ・社会福祉審議会関連のファイル  
他ファイルに議事録等が含まれていないか確認したところ、主管課である健康福祉政策課が議事録・資料を保管していることを確認。
  - ・園芸畜産課、魚類防疫員と家畜防疫員の扱いの違い  
家畜防疫員については別途台帳で任命状況を把握可能なため廃棄と判断。一方、魚類防疫員については台帳がないため移管と判断したとの回答を得た。
- ◇ 第26回で御質問のあった、過去の設備関係の移管状況に関しては、設備のみを扱ったファイルが移管されていた事例はなかった。
- ◇ 第27回で追加提出の希望があった、人権・男女共同参画課の文書について、現物を持参したので、審議をお願いしたい。

（神戸会長）

説明いただいた内容について、御質問がある方はいますでしょうか。

（依田委員）

保留案件の5ページ目（4）の一番下のところですがけれども、家畜防疫員の任命は別途台帳を整理しており、魚類防疫員について台帳はないので、移管と判断したということでしたが、家畜防疫員の台帳は移管されるのかどうかを教えてくださいましたらと思います。

（事務局）

担当課に確認しましたところ、常用ファイルとして保存しているということですが、今後保存期間が満了するような場合には、移管対象にすると聞いております。

（依田委員）

ありがとうございました。

（神戸会長）

その他に御質問、御意見ございますか。

（瀬畑委員）

4ページ目の所長会議の話ですがけれども、資料を見ると南信州の三水会とあり、これはどういった会議なのか気になります。また、交通安全推進会議も、地域振興会議と内容も少し異なると思います。この2つの会議について、どういう会議なのか少し説明をお願いします。

(事務局)

まず、南信州地域の三水会につきまして、3所長のみならず、国の現地機関の長を含めて定期的に意見交換を行う、昼食会というような懇談会を設けているということです。今回、内容が類似する会議として対象とさせていただいたものです。

次に、木曽地域の交通安全推進会議のファイルについてです。木曽地域につきましては、地域振興会議という名称での実施はないと聞いております。今回該当した交通安全推進会議は、地域振興局長、健康福祉事務所長、建設事務所長が参加する会議であり、その性質が地域振興会議と類似していることから、類似の会議として報告があったものでございます。

(神戸会長)

瀬畑委員いかがでしょうか。

(瀬畑委員)

最終的に、この所長会議に関する2つの案件は、不適當という判断になったのでしょうか。

(神戸会長)

②は不適當になっており、類似のものはあるか調べていただきました。

(瀬畑委員)

この2つは、説明を聞いている限り本当に類似なのか、少し疑いはありますけれども、現物があるわけではないですね。

(事務局)

現物をお持ちしているものではございません。

(瀬畑委員)

今、不適當かどうかを判断するということですね。

(神戸会長)

この後、類似する案件をどのように取り扱うかについて審議させていただきたいと考えておりますが、現時点では現物を確認しないと判断が難しいという理解でよろしいでしょうか。

また、今の御質問につきましては、先ほど説明した会議の内容についての確認ということで相違ございませんでしょうか。

(瀬畑委員)

はい。

(神戸会長)

その他、審議の前に御質問はございますか。

【意見なし】

(神戸会長)

ただいまの御説明をもとに、前回審議会にて保留としたファイルの審議を行いたいと思います。

まず、今、お話も出ました、資料1の3ページに記載の(1)の地域振興局関係3件のファイルについて、事務局から4ページに記載のとおり説明がありましたが、こちらのファイルの廃棄の適否について、委員から御意見をお願いしたいと思えます。

まず、①の議員との懇談会ということで類似のものが1件あったということですが、これについては御意見いかがでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

類似ということで、廃棄不相当でよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

②の所長会議につきまして、今回報告のあった6件について、委員の皆様から御意見をお願いできればと思います。

局長、所長レベルの会議について、議事録や会議資料が作成されているということで残すのであれば、それも一つかなと思いますし、内容によって判断が分かれる場合もあるかと思えます。現物を確認してみないと判断が難しい部分もあるかと思えますが、この点につきまして、委員の皆様御意見いかがでしょうか。

瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

本当は現物を見てから考えた方がよいのかもしれませんが、現物がないので、重要と認識をした場合には、不相当とせざるを得ない状況かと思えます。ひとまず今回はそのような判断とし、来年度以降、もう少し丁寧に見ましようか、ということなのかと思えます。

(神戸会長)

ただいまの瀬畑委員から御意見のありました対応でよろしいでしょうか。

**【異議なし】**

(神戸会長)

それでは、この6件につきまして、廃棄不相当とさせていただきたいと思います。

続きまして、③の管内の概況書ですけれども、こちらも6件、類似のものがあつたということですので、こちらについて御意見いかがでしょうか。

(依田委員)

3番目、4番目が若干、監査関係で少し違うのですけれども、内容的には変わらない概況書と判断されたということですのでよろしいでしょうか。

(事務局)

監査調書の資料として管内概況書を作成している状況でございます。

(神戸会長)

よろしいでしょうか。

(依田委員)

はい。

(神戸会長)

この6件の管内の概況が記載された書面が入っているということですので、こちらについても、廃棄不相当ということですのでよろしいでしょうか。

**【異議なし】**

(神戸会長)

事務局から報告いただきました、地域振興局関係の13件のファイルについては、いずれも廃棄不相当とさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

**【異議なし】**

(神戸会長)

続きまして資料1の5ページに記載いただいた、前回の保留案件のファイルについてですけれども、委員の皆様から御意見いかがでしょうか。

(伊佐治委員)

観光関係の統計調査について、県立歴史館に資料提供されていないということで、ホームページ上でこの統計が載っていたとしても、ホームページの内容は将来的に削除される可能性がありますので、公文書として残っているものについては、廃棄不相当がよろしいのではないかと思います。

(神戸会長)

反対の御意見等ございませんか。

【意見なし】

(神戸会長)

(2) 観光関係統計調査について、104番、105番、106番のファイルについては、廃棄不相当ということで審議会の意見とさせていただきます。

続きまして、(3) 社会福祉審議会のファイルについて、別途保管があるということですが、御意見ございますか。別途保管があればよろしいでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

69番については、廃棄相当ということで審議会の意見とさせていただきます。

続きまして、(4) 家畜防疫員の関係ですが、御意見いかがでしょうか。先程の説明のとおり台帳の保存があるということです。

依田委員、廃棄相当でよろしいでしょうか。

(依田委員)

はい。

(神戸会長)

119番については、廃棄相当ということで審議会の意見とさせていただきます。

続きまして前回審議会の中で、新たに現物ファイルの提出を依頼したファイルについて審議を行います。

県民文化部の進捗状況調査のファイルについて御確認いただきました、伊佐治委員から御意見をお願いできますでしょうか。

(伊佐治委員)

県の審議会での女性登用促進に関する資料について、関連の資料が他にもあるのでしょうかということで、保留としておりました。担当課である人権・男女共同参

画課から、関連資料として令和元年度の推進状況調査の資料を提出いただきました。新たにお出しいただいたものは、男女共同参画施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況に関する報告書で、県が令和元年度末の状況として取りまとめたものになります。こちらは、審議会の状況に限らず、長野県内のあらゆる分野における総合計画がどの程度進んでいるかを、かなり細かな内容で残されていました。また、公文書として歴史館に移管されているとのこと。当初は、報告書の冊子がきちんと残っていれば、それで十分ではないかとも考えておりました。しかし、改めて確認してみますと、今回問題となった審議会女性登用促進の資料は、単に審議会における女性割合の数字を示しただけのものではなく、女性登用を進めていくうえで、内部でどのような分析や検討が行われ、どのような議論を経て方針が決まっていたのか、その流れが分かる大事な資料であることが分かりました。こうした分析や意思決定の過程は、最終的にプレスリリースや県としての取組方針を公表されているので、行政としての意思決定過程の分かる重要な資料ではないかということで、委員の皆様で確認した結果、廃棄不相当とさせていただきたいと思っております。

(神戸会長)

それでは、62番については廃棄不相当で、今回新たに確認した追加のファイルについては廃棄相当とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

**【異議なし】**

(神戸会長)

前回保留分の審議は、以上となります。

続いて、今回用意していただいたファイルの現物確認を行いたいと思っております。

現物確認の方法については、これまでと同様の方法とさせていただきます。タイムスケジュールは、2時半までとなっておりますが、午前中に確認していただいた現物確認が進んでいるようなので、今後のタイムスケジュールの説明を事務局からお願いします。

(事務局)

タイムスケジュールは、当初70分間とさせていただいておりますが、現物確認について未完了となっているファイルが残り2件となりますので、15分程度とさせていただきます。

1時50分頃まででお願いしたいと思います。

(神戸会長)

現物確認の時間につきまして、1時50分までということで、現場確認をお願いします。

**【現物確認】**

(神戸会長)

審議に入らせていただきます。

審議の順番ですが、最初に、知事の意見が廃棄不適當のファイルを審議しまして、次に、現物対応を行ったファイルの審議、最後に、その他知事の意見が適當とされたファイルの審議としたいと思いますよろしくお願いします。

**【異議なし】**

(神戸会長)

それでは、廃棄予定公文書ファイルに係る知事の意見のうち、廃棄不適當とされた26件のファイルについて10分間を目途に審議を行います。廃棄適當としても問題ないなど、知事の意見と異なる御意見ございましたら御発言をお願いいたします。

資料2-1の知事意見不適當ファイルの公文書について御意見ををお願いいたします。

(瀬畑委員)

このリストでいうところの15番目です。建設部の新電線類地中化計画関東・中部ブロック協議会ですけれども、皆様で現物の確認をお願いします。

(神戸会長)

15番について、現物確認させていただきます。

**【現物確認】**

(神戸会長)

瀬畑委員、15番のまとめをお願いします。

(瀬畑委員)

ファイル名が新電線類地中化計画関東・中部ブロック協議会なのですが、内容を確認すると、ブロック協議会に関する資料ではなく、地中化計画そのものの計画書等が含まれていました。これは県の5か年計画の一施策として推進されているものだと思いますので、廃棄不適當ということをお願いします。

(神戸会長)

この他に、知事の意見が廃棄不適當とされたファイルについて、御意見ございましたらお願いします。不適當分のうち、このリストの21番、22番、26番について現物確認をしていますけれども、御意見ございますか。

私からですが、不適當意見だということを見逃していたのかもしれないのですけれども、22番、26番は、事業概況等が載ってしまして廃棄不適當でよろしいのではないかと思います。

その他に御意見ありますでしょうか。

(伊佐治委員)

8番と9番の上松技術専門校の校長会議、職員会議の理由欄の審議会リストの②-7-46、47はどういうことなのでしょう。

(瀬畑委員)

技術専門校の歴史を振り返る際に必要な記録ということで、校長会議、職員会議を残すべきとした記憶はあります。

(伊佐治委員)

分かりました。

(神戸会長)

歴史を振り返る貴重な資料ということで、廃棄不適當ということでよろしいでしょうか。

その他に知事の意見廃棄不適當分に関して、何か御意見がございますでしょうか。

**【意見なし】**

(神戸会長)

現在のところ、知事の意見と異なる意見はございませんので、知事の意見のうち廃棄不適當とされたものについては、当審議会の意見を廃棄不適當とさせていただきます。よろしいでしょうか。

**【異議なし】**

(神戸会長)

続きまして、今回現物確認を行った公文書ファイルについて審議を行います。

確認いただきました公文書ファイルのうち廃棄不適當と考えるものについて、委員の意見を求めます。発言の際には、通し番号を述べていただきまして、廃棄不適當とする理由を簡潔に御発言ください。また、意見のなかった公文書ファイルにつきましては、廃棄適当と判断してよいか最後に一括してお諮りしたいと思います。

それでは、名簿順に赤川委員から発言をお願いいたします。

(赤川委員)

現物確認ファイル一覧の7番ですけれども、その他会議となっております、2冊あります。その内の2冊目が、前回の保留で話題に出た行政懇談会の資料となります。このファイルには議事録が付いていないのですが、行政懇談会が議員との懇談会の資料ですので、これを残すべきかどうか、皆様にも御確認いただきたいと思っております。

(神戸会長)

それでは皆様に現物確認をお願いいたします。

**【現物確認】**

(神戸会長)

7番について赤川委員、まとめをお願いします。

(赤川委員)

確かに行政懇談会資料ではあったのですが、総合県税事務所のファイルということで、主管ではないので、廃棄適当ということでお願いしたいと思います。

私からは以上です。

(神戸会長)

次に、伊佐治委員、お願いします。

(伊佐治委員)

まず、廃棄不適当とした方がよいのではないかという資料について、18番を確認しました。18番は依田委員がリストアップされたものですが、代わりに内容を確認させていただきました。データのみとの資料となっており、地域ワインバレー推進関係というものです。19番から21番も同様の名前が付いており、それぞれの部会というような資料となっております。いずれもデータのみ資料でしたけれども、19番から21番は廃棄適当で、18番のみ残した方がよいと思います。この資料は、長野県が進めている、2013年策定の信州ワインバレー構想に関連するものです。長野ワインのブランド化を推進する取組の一環として、産学官の多様な団体が参加する協議会により、研究・打合せ・開発などの活動が行われています。県の諸活動が分かるということで、別表5に基づいて、県独自のその産業振興の歴史が分かる資料ということで残した方がよいのではないかと思いました。この構想は2013年に県で策定されましたが、18番の資料には、途中で構想の見直しが必要かどうかについて議論している記録が含まれています。政策形成の経過を示す重要な資料であることから、18番は、廃棄不適当がよろしいのではないかと思います。

(神戸会長)

ただいまの御意見について、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

**【意見なし】**

(神戸会長)

18番については、廃棄不相当とさせていただきます。  
続きまして、伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

廃棄不相当とした方がよいとはっきり思うものは119番、健康福祉部の引きこもり支援実態調査という資料です。長野県内の引きこもり支援に関する市民の実態調査結果をまとめたものです。調査は、地方自治体調査として平成21年から実施され、平成26年、令和元年と、概ね5年ごとに行われています。この資料を見ますと、引きこもりが社会問題になってきたということで、厚生労働省は平成21年から、都道府県および政令指定都市に対し、引きこもり支援センターの設置を要請していたことが分かります。そして、長野県でも平成22年からこうした取組を行っているのですけれども、各地域における支援の実態や、どの民間団体がどのような支援を行っているかなど、基礎的なデータが含まれており、貴重な資料ではないかと思えます。この報告書は、歴史館には残っていないということでしたので、残した方がよいのではないかと思いました。そして、その前の平成21年、平成26年のものは、条例ができる前だと思えますが、既に廃棄されている可能性があるとのことでした。

(神戸会長)

119番について御意見いただきましたが、委員の皆様から御意見ありますでしょうか。

(依田委員)

これは、精神保健福祉センターで作成されたと思うのですけれども、ここがその調査を実際に行ったということによろしいですか。

(伊佐治委員)

そのとおりです。

(神戸会長)

その他に御質問、御意見ありますか。

**【意見なし】**

(神戸会長)

反対の御意見はないということで、伊佐治委員の御意見のどおり、119番は廃棄不適当とさせていただきます。

その他に伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

少し判断に迷った資料がありまして、現物を確認していただきたいものが2つありますので、まとめて説明いたします。

一つは26番、産業技術課の小串鉦山陥没箇所復旧工事に関する資料です。こちらは、須坂市や高山村の須高地区にかつて存在した鉦山が廃止になった後、その影響による地盤問題に対して行われてきた公害防止対策の経過がまとめられています。タイトルは陥没箇所復旧工事となっていますが、実際の内容は、地域の地形や地盤に関する履歴が分かり、総合的な対策が資料として残されているものでした。

2つ目は48番、公営住宅の団地別経過に関する資料です。20年保存後に廃棄できるファイルとして扱われていたものですが、県内にある公営住宅の状況を一斉に調査した記録で、どの団地がどの場所にどのように配置され、設備状況や需要がどの程度あるのかといった情報が、非常に詳しく一覧化されています。何年ごとに行われる調査なのかを確認しましたが、一定周期で実施しているという記録はなく、また、ほかに保存されているという経過も確認できませんでした。この2点は現物を見ていただいて、そのほかの迷っている資料についてはデータで確認していただきたいと思います。まずは現物を確認いただいてもよろしいでしょうか。

#### 【現物確認】

(神戸会長)

伊佐治委員まとめをお願いいたします。

(伊佐治委員)

26番の小串鉦山陥没箇所の工事については、須高地区での鉦山による公害防止対策の経過が分かるということで、これは、その対策についてまとめてある資料なのですが、令和4年にも同じものを不適当にしたという経過があるようですので、これについては、廃棄不適当でお願いしたいと思います。

48番の団地別経過についてですが、こちらは平成11年に県内の公営住宅を対象に一斉調査を行った際の資料になります。事務局にも確認したところ、このような全県的な調査をほかで実施した記録はなく、この資料が唯一のものと考えられるとのことでした。内容としても、当時の公営住宅がどこにどのように配置されていたかといった状況だけでなく、設備の状況や入居希望者の競争倍率なども網羅的に整理されており、当時の県民の住まいの状況を把握できる貴重な資料となっています。こうした点から、この資料は単なる経過書にとどまらず、そのときの県民の暮らしの状況が分かる一つの資料ではないかと思っておりますので、こちらも廃棄不適当という

結論になりました。

(神戸会長)

26番、48番については、審議会の意見を廃棄不相当とさせていただきます。  
伊佐治委員、お願いします。

(伊佐治委員)

78番、長野県健康増進計画のデータで、こちらは依田委員から現物確認を希望した資料です。内容を確認したところ、現在も県が取り組んでいる信州ACEプロジェクトに関する会議資料と、もう一つ、自治力による健康づくり推進会議に関する資料の2つのプロジェクトの経過が含まれていました。会議の資料や通知のほか、市町村別に健康寿命延伸に向けた取組を、どの分野で、どのように進めているかが一覧化された資料も一式入っています。また、幹事会の議事録も、このデータ内に残されています。県として継続的に力を入れてきた健康づくり施策の全県的な状況が分かる点、さらに、市町村の取組一覧が網羅的に収録されている点から、健康増進の取組経過を示す資料として価値が高いと考えられます。本来は5年で廃棄とされている区分ですが、内容の重要性を踏まえると、廃棄不相当としてはいかがかと思えますけれども、迷っているところであります。

(神戸会長)

依田委員お願いします。

(依田委員)

追加で80番、ACEプロジェクトの関係のファイルなので一緒に確認していただけると、ACEプロジェクトが何か分かるかなと思います。

(神戸会長)

80番も併せて御確認いただき、検討させていただければと思います。

#### 【現物確認】

(神戸会長)

78番と80番を併せて確認していただきましたが、伊佐治委員まとめをお願いいたします。

(伊佐治委員)

80番は、信州ACEプロジェクト会議が始まった平成26年度に、知事が主体になった会議の議事録が残っているということで、価値があるということで不相当となりました。先程、私から提案しました78番については、5年後の平成31年の綴りとい

うことで、このプロジェクトの途中経過の資料ということなので、こちらは廃棄でよろしいのではないかということになりました。

(神戸会長)

78番は廃棄適当、80番については廃棄不適当ということで確認させていただきます。

伊佐治委員、他にございますでしょうか。

(伊佐治委員)

以上です。

(神戸会長)

私からは、73番についてです。こちらは依田委員がピックアップされていたもので、一緒に確認させていただきました。これは先程ありました社会福祉審議会の専門部会の資料です。福祉サービスの第三者評価を推進する専門分科会ということで、第三者評価を行う評価機関の認証ですとか評価者の資格を審査する会議でした。議事録と資料がしっかり残っていました。専門分科会等の資料をどこまで残すかというところはポイントになるかと思うのですが、この専門分科会がちょうどこの年に、それまで規則に基づいた委員会だったのが、そういう不利益処分に該当するような判断を行うことがあるということで、条例に基づく審議会の専門分科会として設置し直すというような経緯もきちんと残っていました。不利益処分に該当するような判断を行う部分もあるということで、ホームページにも公開されており、議事録も残っておりましたので、こちらは廃棄不適当とすべきと考えます。

73番について、御意見がございますでしょうか。

**【意見なし】**

(神戸会長)

73番は、廃棄不適当とさせていただきます。

私からは、以上です。

**【休憩】**

(神戸会長)

皆様お揃いですので、再開させていただきます。

瀬畑委員から御発言お願いいたします。

(瀬畑委員)

1番、人事課・職員キャリア開発センターが所管している政策研究について、こ

これは地域振興局が実施している政策研究支援事業に関する資料になります。開発センター自体が事業の主管ではありませんが、この事業には有識者アドバイザーが関わっており、そのアドバイザーとの連絡調整を開発センターが行っているようです。

実際に、地域振興局がアドバイザーとの連絡を必要とした際、開発センターが斡旋していた経過が確認できます。また、アドバイザーが開発センター所長や知事を招いて懇談会を行った際の議事録も含まれており、政策研究支援事業の中での知事との会談記録も残されています。こうした内容から、この資料は政策研究支援事業における連携体制や実施状況の実態を示すものであり、事業の経過を把握するうえで重要な記録と考えられます。そのため、1番については、廃棄不相当としたいと思います。

(神戸会長)

1番について、御意見いただきましたが、御質問、御意見ありませんでしょうか。

**【意見なし】**

(神戸会長)

特に反対の御意見はないようですし、知事の会談記録もあるということですので、廃棄不相当ということで審議会の意見とさせていただきます。

続きまして、お願いいたします。

(瀬畑委員)

29番、労働雇用課の異議申立てというファイルになります。これは、県の地方労働委員会に関する異議申立てで、労使双方から代表者を選出する委員構成に関して問題が生じた事例です。1994年当時、労働者側委員の5名が全て連合長野から選出され、県労連からは1名も選ばれなかったという状況がありました。この選任方法は不当であるとして、県労連が異議申立てを行ったという記録です。当時の新聞報道によると、県労連はこの問題に対して強い抗議活動を展開し、総動員体制で運動を行っていたことが確認できます。社会的にも注目された事案であり、資料からもその動きが読み取れます。以上の経緯から、このファイルは当時の労働委員会運営における重要な問題を記録した資料であり、社会的関心も高かった事例であると考えられます。そのため残しておいた方がよいのではないかと思いますので、廃棄不相当ということにしたいと思います。

(神戸会長)

29番について御意見いただきました。委員の皆様から御意見ありませんでしょうか。

**【意見なし】**

(神戸会長)

特にないようですので、瀬畑委員の御意見のとおり社会的に重要な事件の記録で、重要な異議申立ての記録ということで廃棄不相当とさせていただきます。

続きまして瀬畑委員、お願いします。

(瀬畑委員)

62番から65番までを一括して説明いたします。

現物を確認したところ、これらは 県立病院の監査記録でした。監査調書を中心に、実際に監査委員から出された質問と、それに対する県立病院側の質疑応答がまとめられており、阿南や須坂など、いくつかの病院の調書が含まれています。公文書管理の規定上、監査記録は基本的に5年保存の後に廃棄とされています。監査委員としては、不正などが疑われる請求監査などの場合は移管となりますが、通常の監査記録は廃棄扱いというのが現在の運用だと思われま。ただ、毎回議論になることではありますが、監査記録を本当に5年で廃棄してしまってよいのかという問題があります。今後、基準の見直しも含めて検討が必要ではないかという状況もあるかと思ひます。今回の県立病院に関していえば、当時の地域医療の実態が、監査委員とのやり取りを通してよく見える資料になっています。今、地方の医療問題はより深刻になってきていることを考えると、こうした資料は価値が高まっているのではないかと感じます。また、このファイルは、もともと永年保存の扱いだったものが、今回たまたま出てきたもので、昭和58年、59年、63年と年度も飛んでいます。そのため、元の保存状況がどうであったのかは分からない部分がありますが、40年近く前の地域医療の状況が分かるという点で、資料としては非常に貴重ではないかと思ひます。したがって、規則に照らすだけではなく、資料そのものが持つ価値をどう判断するかという視点も必要になるのではないかと考えています。まずは一度現物を見ていただいて、そのうえで皆様の御意見を伺えればと思ひます。

#### 【現物確認】

(神戸会長)

62番から65番について、瀬畑委員まとめをお願いします。

(瀬畑委員)

確認をしていただいて、今の段階のこの4つの資料に関しては、当時の地域の医療実態がよく分かる資料という貴重なものであると理解しますので、廃棄不相当という形にしたいと思ひます。ただ、他の監査調書まで残すかどうかについては、継続課題ということで、別のところで議論をしたい、若しくは、来年度に監査関係で改めて他のものを見て協議するか、まず、今回は例外的に廃棄不相当にしたいと思ひます。

(神戸会長)

62番から65番につきましては、廃棄不相当とさせていただきます。  
続きまして、瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

82番、がん対策推進協議会、83番、長野県がん検診検討協議会についてですが、名称は似ていますが、実際には微妙に異なる組織です。現在、伊佐治委員と2人で内容を確認しているところです。県のがん対策に関しては複数の組織が関わっており、その中でも、がん対策推進協議会は比較的大きな議論を扱う場で、がん検診検討協議会は検診対策を中心に議論する組織だと理解しています。資料については、皆様にも現物を確認していただきたいのですが、改めて確認してみると、一般的な事務書類が混在しており、協議会の資料や議事録のみが別整理されているのかどうかを主管課に確認したところ、そのようなものはないとの回答でした。基本的には、廃棄不相当と思っておりますが、現物確認をしていただければと思います。

#### 【現物確認】

(神戸会長)

82番と83番について、瀬畑委員からまとめてお願いします

(瀬畑委員)

長野県のがん対策に関する協議会や委員会資料の内容を見る限りでは、県の施策というものが非常に分かりやすい、また、検診検討委員会の83番の資料は具体的な数字がまとまって提示されているものなので、資料そのもの自体は貴重であるということで、不相当という判断をしたいと思っております。ただし、実際には、がん登録事業推進委員会やがん診療連携拠点病院整備検討委員会など、長野県のがん対策に関する協議会は少なくとも4つ存在するようです。そのため、今回のリストに他の協議会資料が含まれているのか、あるいは既に廃棄不相当として扱われているものがあるのかといった点について、改めて整理する必要があります。これまでの廃棄不相当資料の扱いも含めて一度調査していただき、次回の会議で御報告いただければと思います。

(神戸会長)

82番、83番については、廃棄不相当とさせていただきたいと思っております。調査については事務局でお願いできますでしょうか。その調査結果を踏まえ、委員の皆様へ御報告いただいた上で、次回、廃棄等の判断を行うかどうかも含めて検討することによってよろしいでしょうか。今回の82番、83番のように、実際に中身を確認して判断する必要があるかもしれませんし、内容の確認が難しい、あるいは基準を設けることが困難であるなどの理由から、審議会として審議が行えない可能性もあるか

もしれません。いずれにしても、まずは事務局での調査をお願いするということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

承知いたしました。

(神戸会長)

瀬畑委員、他にございますか。

(瀬畑委員)

私からは以上です。

(神戸会長)

依田委員からお願いします。

(依田委員)

8番、長野県航空機産業推進会議についてです。この会議の会長は知事であり、構成員には信州大学の教授や著名な方々が多数参加している資料となっています。当時の会議の資料である配布資料、議事録が含まれており、知事が出席している会議ということもあって、知事レクの資料なども多数綴られています。そのため、8番については廃棄不相当でよいと考えています。

一方で、10番にも同じような名称の航空機産業推進会議がありますが、中身を確認すると、こちらは推進会議の幹事会の文書が多く綴られており、知事は出席していないようです。したがって、8番と10番、特に10番をどのように扱うかについて、皆様と検討したいと考えています。

#### 【現物確認】

(神戸会長)

依田委員、確認した分のまとめをお願いします。

(依田委員)

8番については、知事も出席している重要な会議の資料であることから、廃棄不相当ということでもよいかと思えます。

10番については、幹事会の資料ですが、該当年度の全体の資料はすでに残っていない状況とのことです。そのようなことから、幹事会とはいえ内容として残す価値はあると判断し、こちらも廃棄不相当としたいと考えています。

(神戸会長)

8番、10番については、廃棄不適當ということで審議会の意見とさせていただきます。

依田委員、続きましてお願いします。

(依田委員)

9番、自治体連携型補助金についてですが、中身を確認したところ、激甚災害に指定された令和元年東日本台風に関するもので、政策単位で移管対象となる資料かと思えます。被害を受けた中小企業への補助金交付に関する要望・制度の資料であることから、令和元年東日本台風関連として廃棄不適當で問題ないと考えております。

(神戸会長)

9番は、廃棄不適當とさせていただきます。

続いて、依田委員お願いします。

(依田委員)

11番、長野県産業イノベーション推進本部の資料ですが、こちらは信州ITバレー構想を決定したときのものです。推進本部のメンバーとしては、本部長が知事となっており、ほかにも県立大学の理事長など、そうそうたるメンバーが参加しています。もちろん、当時の会議にも知事が出席しており議事録や配付資料も一式そろっておりますので、これは廃棄不適當で問題ないと考えています。

(神戸会長)

11番について廃棄不適當ということで、反対の御意見ございませんでしょうか。

**【意見なし】**

(神戸会長)

では、そのようにさせていただきます。

続きまして、お願いします。

(依田委員)

次に、迷っているものがありまして、15番、17番になります。いずれも日本酒関係の資料です。

まず、15番は信州日本酒全国一奪還プロジェクト事業で、約2,400万円規模の事業委託に関する資料となっています。

一方、17番は信州日本酒PR事業に関するもので、補助金交付要綱の新規制定時の資料です。この2つについては、現物を確認したうえで最終判断をしたいと考えています。

**【現物確認】**

(神戸会長)

15番、17番ついて、依田委員まとめをお願いします。

(依田委員)

15番については、事業の委託ということで要綱等は付いていなかったもので、これは廃棄適当としたいと思います。

17番については、補助金交付要綱の新設なので、これは廃棄不適当にしたいと思います。

(神戸会長)

審議会の意見をそのようにさせていただきたいと思います。

依田委員、続きましてお願いします。

(依田委員)

23番、航空機産業国内外展開支援事業、これも補助金の交付要綱の制定が入っていたのですが、内容的には事業展開の話なので、そう重要ではないと思うのですが、交付要綱の制定なので、皆様で現物を見ていただければと思います。

**【現物確認】**

(神戸会長)

23番について、依田委員、まとめをお願いします。

(依田委員)

23番については、交付要綱の制定ということで廃棄不適当としたいと思います。

(神戸会長)

そのように決定したいと思います。

続きまして、依田委員お願いします。

(依田委員)

41番、44番、45番の、いずれも復興交付金に関する3点についてです。これらは全て東日本大震災に関連する資料になります。中身を確認すると、それぞれ年度が異なる資料で、平成29年、30年、31年と続いています。東日本大震災に関する資料ということで、年度が後ろになるほど資料の分量が少なくなっているようにも感じられます。44番と45番の復興交付金については、栄村の交付金申請や事業計画など、

資料の内容が比較的明確に分かるものになっています。一方で、41番については、そのような全体像が分かる資料が見当たらず、栄村の事業に関連する書類は一応含まれているものの、資料全体の位置付けが判断しにくい状況ですので、現物確認をお願いしたいと思っております。

(神戸会長)

3点、現物確認をお願いします。

**【現物確認】**

(神戸会長)

それでは、依田委員まとめをお願いします。

(依田委員)

44番、45番については栄村の東日本大震災関係の復興交付金の交付申請ということで、廃棄不相当としたいと思えます。また、41番については、交付金の申請書類等は付いておらず、内容としては全体像が分かりにくいものではありますが、この年度ではこれしか資料が残っていない状況ということで、同様に廃棄不相当にしたいと思えます。

(神戸会長)

41番、44番、45番は廃棄不相当とさせていただきます。  
依田委員、続きましてをお願いします。

(依田委員)

56番、健康福祉政策課の衛生行政の関係についてです。本来は冊子になるようなもので、各所属の業務の概要が冊子になる前段階のようなものが綴られていました。製本版が歴史館に送付されていれば、この綴りは廃棄で問題ありませんが、歴史館には送られておらず、冊子自体も残っていないとのことですので、これは廃棄不相当にしたいと思えます。

(神戸会長)

56番について、他の委員の皆様は御意見いかがでしょうか。

**【意見なし】**

(神戸会長)

56番は、廃棄不相当とさせていただきます。  
続きまして、お願いいたします。

(依田委員)

66番、保健福祉事務所保健衛生係長会議の資料についてです。こちらは、本庁のとりまとめ課が主催し、各保健福祉事務所の担当者を集めて行われた会議の資料になります。令和3年度のもので、新型コロナ関連の内容が含まれている可能性があると考え、現物を確認したところ、一部にコロナ関連の記載がありました。ただ、その量や扱いがどの程度のものなのかによって、移管とすべきかどうか判断が分かれるところだと思います。そのため、66番については、内容の程度を踏まえて最終的な判断を行うため、現物確認をお願いしたいと考えております。

**【現物確認】**

(神戸会長)

依田委員、確認結果をお願いします。

(依田委員)

66番についてです。コロナの相談記録や、保健福祉事務所における待機基準に関する文書が綴られており、ここにしか残っていないという資料ですので、これについては廃棄不適當でお願いしたいと思います。

(神戸会長)

審議会としてそのように決定したいと思います。

依田委員お願いします。

(依田委員)

92番、94番、95番をまとめて現物確認していただきたいと思います。

まず、92番については、長野県自立支援協議会の部会資料で、配布資料や議事録が綴られているものになります。

94番の請願・陳情については、県障害者運動促進協議会からの要望や、それに対する県の対応内容、さらにコロナに関する記録も含まれている資料です。

95番については、障害者施策推進協議会の資料で、県の審議会に当たるものであり、メンバーには県議も含まれています。条例設置の協議会の配布資料や議事録で構成されており、これはおそらく廃棄不適當でよいと考えています。悩んでいるのは92番と94番ですので、これらについて現物確認をお願いしたいと思います。

**【現物確認】**

(神戸会長)

92番、94番、95番について、依田委員まとめをお願いします。

(依田委員)

92番、95番は条例設置の審議会等で、配布資料や議事録などが入っていることもあり、廃棄不適当にしたいと思います。

また、94番の請願・陳情については、コロナの関係が入っているので、こちらも廃棄不適当にしたいと思います。

(神戸会長)

そのように審議会として決定させていただきます。

依田委員お願いいたします。

(依田委員)

113番、保健福祉事務所の感染症対策一般というものです。令和5年度辺りから、コロナは下火になったということはあるかもしれませんが、コロナ関連の記載が少しありましたので、どの程度まで残すかを踏まえて、現物を確認していただきたいと思っています。

#### 【現物確認】

(神戸会長)

113番について、依田委員まとめをお願いします。

(依田委員)

113番、保健福祉事務所の感染症対策一般については、本庁に出した書類ということもあり、これは廃棄適当でよいかと思っています。

(神戸会長)

113番については、廃棄適当とさせていただきます。

依田委員その他にありますでしょうか。

(依田委員)

102番、112番、114番についてです。いずれも文書等の廃棄に関する資料で、廃棄した文書のリストが綴られているものになります。まず、条例が施行されてからは、新たに移管・廃棄簿が作成され、移管・廃棄された文書の状況を記録することが義務付けられています。移管・廃棄簿には、どの文書が移管されたのか、どの文書が廃棄されたのかが一覧として記録されており、移管基準にも、これらは移管と明記されています。一方で、条例施行前にも、当然ながら各所属で文書の廃棄や移管に当たっては決裁が取られており、その際に作られた文書をどう扱うかということは課題になるものと私は考えておりました。論点は、条例施行前に作成された廃棄・

移管に関する記録をどのように扱うかという点にあります。国の例を参考にお話しすると、国でも移管・廃棄簿は法律施行後に作られるようになり、当初は廃棄扱いでした。しかし、内閣府の公文書管理委員会において、移管や廃棄の状況を記録した情報は後世に残すべきという方針が示され、途中から移管扱いへと変更された経緯があります。また、国では法施行前に作成された廃棄・移管の記録についても、整理したうえで移管対象として扱っている状況です。こうした状況を踏まえると、長野県としても、条例施行前のこうした文書の扱いをどうするかという論点があり、今回ちょうどこの3点の現物が残っているため、実物をご覧いただきたいと思えます。

#### 【現物確認】

(神戸会長)

依田委員まとめをお願いします。

(依田委員)

文書の廃棄を行った際に作成されたリスト、移管や廃棄のリストについて、現在の県としての考え方や方針など、過去のものを含めて教えていただければと思います。

(事務局)

まず、条例施行以前についてですが、当時は不要決定を行った際、当時の教育委員会事務局文化財・生涯学習課長と協議を行い、歴史的価値があると判断された文書については県立歴史館へ引き渡しを行っておりました。したがって、移管対象となる文書については、歴史館において保存されているものと考えられます。

一方、廃棄決定に関する記録については、各課が不要決定を行った際に作成していたものの、取りまとめるような制度にはなっておりませんので、各課に残されている廃棄関係文書については、今回、廃棄不適当となれば移管となるものと考えております。

次に、条例施行後につきましては、公文書審議会に対して廃棄予定文書のリストを提出しており、廃棄文書が一覧として残っておりますので、それらをまとめたものとして移管ということで考えております。移管リストにつきましても、同様に審議会に提出していますので、審議会資料として移管になるものと考えております。

(依田委員)

今の事務局から説明された内容を踏まえ、条例施行前の3点については、いずれも廃棄不適当にしたいと思います。

(神戸会長)

102番、112番、114番については、廃棄不相当ということで審議会の意見とさせていただきます。

(依田委員)

以上です。

(神戸会長)

他の委員の皆様、御意見ありますでしょうか。

瀬畑委員をお願いします。

(瀬畑委員)

このタイミングで申し上げるのがよいのか、後ほどの議題にするべきか迷いますが、電子データを移管するものがいくつか出てきたかと思います。

先ほど確認したところ、Wordファイル、Excelファイル、PDFファイルが混在しており、さらに Wordを PDFに変換したと思われる同名のファイルが併存しているケースや、未定稿のファイルがそのまま含まれているケースなど、かなり雑多な状態で格納されている状況でした。このままの形で移管することになるのだと思いますが、ファイル形式がバラバラであることや、特定のソフトウェアに依存した形式のまま残すことによって、将来的に閲覧できなくなる可能性も懸念されます。WordやExcelであれば当面は問題ないかもしれませんが、県として電子文書を移管する際に、どのファイル形式を標準とするのかというルールが現時点で明確ではないのではないかと感じています。今のところ、他の自治体では PDFを基本形式として移管している例が多いと認識していますが、この点については、後ほど依田委員に伺ったほうがより正確かと思います。また、電子文書の移管形式そのものは、この審議会で決定する事項ではないと思いますが、県全体として電子文書をどの形式で移管するのかといった統一的な方針は、現時点では定まっていないのではないかと感じています。そのため、事務局にも、現時点での移管時の形式がどのようになっているのか確認した上で、依田委員からも参考となる御意見をいただくことができればよいのではないかと思います。その意味で、電子文書移管の形式に関する問題提起として申し上げます。

(事務局)

移管のファイル形式自体については特段定めがございませんが、公文書管理システムを利用して起案等を行いますと、移管時にPDFファイルとして変換の上で移管される仕様であると承知をしております。

(瀬畑委員)

今回確認した電子データは、システムのものとして理解してよいでしょうか。

(事務局)

今回審議に上がったものについて、システムにあるかは確認しておりませんが、システムに入っている文書であれば、WordファイルであってもPDF/Aに変換をされて移管されると承知しております。

(瀬畑委員)

分かりました。これは今後にも関わる重要な点だと思いますが、これまでも紙文書でも同様のことが起きていたように、未定稿の文書がファイルの中にそのまま残ってしまうという状況がありました。電子文書でも同じ課題が改めて浮き彫りになっていると感じています。

一度こうした形でファイルを作成してしまうと、削除する場合には審議会を通らないと削除できない仕組みになっていると思いますが、そうすると、未定稿のように1年未満の保存期間で本来除外できる文書でも、現行の運用上、排除できるのか疑問を感じています。実際に今回の電子ファイルの中身を見て、未定稿や重複ファイルなど、電子ならではの問題が数多く存在するということに気づきました。これまで、この点について具体的に考えていないという感じなのでしょうか。

(事務局)

基本的には、電子データについては公文書管理システムを介して移管していくという方向で考えております。ただし、古い年度の文書については、当時の運用状況によって今回のような状態が生じることがあり得ると思っております。具体的には、公文書管理システムに文書が一件一件紐づけられている場合は、正式な版だけが添付されることとなります。一方、システムの活用が十分でなかった時期の文書については、未定稿などがそのまま残されているケースがあります。データがシステムではなくサーバー等に保存されており、システムに一件一件紐づいていない文書の場合には、今回確認されたように、未定稿のファイルや重複ファイルが混在して保存されているという状況が起きています。

(神戸会長)

依田委員、国の現状をお願いします。

(依田委員)

国ではどのようにしているかという点ですが、以前は、移管する際には全てPDF/Aに変換して移管という形にしておりました。その後、国において調査研究が行われ、諸外国の事例や電子文書の長期保存に関する技術的な検証が進められた結果、Word、Excel、PowerPointなどのOffice系ファイルについては、そのまま移管・保存しても問題ないという結果となりました。そのため、現在ではこれらのファイルはPDF/Aに変換せず、そのまま移管・保存する運用に変更されています。一方で、Office系以外の形式については、従来どおりPDF/Aに変換して保存する方針が推奨

されています。

(神戸委員)

この点については、瀬畑委員からの問題提起を踏まえて、事務局として何か検討いただくことはありますでしょうか。当面は、現行システムの運用のまま進めていただきつつ、こうしたほうがよいといった御意見や改善点などがあれば、お示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。事務局お願いします。

(事務局)

依田委員がおっしゃったOffice系以外のファイルは添付しないという点について、まずはその徹底を図っていきたいと思います。

(神戸会長)

この点について、本日の段階で皆様、何か御意見ありましてでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

それでは、本日現物確認したファイルのうち、これまで廃棄不相当との御意見のなかったファイルについては、当審議会の意見を廃棄相当としてよいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

最後に、今回の廃棄リストのうち、現物確認をしていないその他のファイルの中で、廃棄不相当とすべき御意見がありますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

それでは、本日の廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取に係る審議は、以上としたいと思います。結果については、後日、事務局で集計をお願いします。

## (2) 長野県公文書審議会運営要領の一部改正について

(神戸会長)

会議資料の(2)長野県公文書審議会運営要領の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ◇ 現行規定では、議事録の確定に際し会長の署名を要し、紙の議事録を郵送して署名・返送を受ける運用となっている。事務効率化の観点から、公文書審議会の議事録確定手続における会長の「署名」について、電子署名を用いることを可能としたい。

(神戸会長)

ただいまの説明について、何か質問御意見ございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

それでは、御承認いただいたということでさせていただきます。

### (3) その他

(神戸会長)

続きまして会議事項の3その他について、事務局からありますでしょうか。

(事務局)

- ◇ 次回の審議会の日程は、3月25日(水)、オンラインでの予定。
- ◇ 保留案件の現物確認は、別途調整

(神戸会長)

委員の皆様よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

以上で本日の審議を終了とさせていただきます。  
長時間お疲れ様でした。

## 3 閉会